# 室蘭市立喜門岱小学校『いじめ防止基本方針』

令和4年9月改定

# 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

# 2 いじめ防止等に係る基本方針・基本理念

いじめが行われることなく、全ての児童が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう学校全体で、いじめの未然防止、早期発見、さらにいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と密接な連携を図り対処するとともに事故の再発防止に努める。(「いじめ防止対策推進法」3条 抜粋)いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。学校は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめ防止等(いじめの防止、いじめの早期発見、早期対応)のための対策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

# 3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

- ① いじめは、校内外を問わず全ての児童に関係する問題であり、いじめを認識しながら放置することは絶対にあってはならない。
- ② いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されるべきではない卑劣な行為であり、どの児童にも起こりうる行為である。
- ③ いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の重大な影響を与えるもので、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるという基本認識に立つ。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、 背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、判断するものとする。

# 4 いじめの防止に向けた取組(未然防止)

いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

そのため、学校の教育活動全体を通じ全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童が安心して登校でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、「発達障害を含む、障害のある児童」や「海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国とつながる児童」「ヤングケアラー」等、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の

特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な児童を組織的に行う。

上記のことを踏まえ以下のことに取り組む。

# (1)授業改善

① 学習の見通しと振り返りのある授業の実施

授業において基本的な学習過程として、本時の課題の明確化を図る。また、課題に正対した「まとめ」を位置づける。明確な課題設定から児童に学習に対する見通しを持たせ、積極的に学習に取り組めるようにする。まとめからは、自らの学びを確認し次へどうつなげていけるかを自覚させ主体的な学びの場を提供する。

② 複式授業時の間接指導の在り方

複式授業において教師が直接関わらない間接指導時に、児童がどのような課題解決を行い、多様な考えを交流できるか深めていく。

③ 言語活動の充実

国語科における指導はもとより、その他の強化・領域において児童による発表や討議、ノート記述やレポート作成などの言語活動を目標達成のための手段として充実させ、児童の豊かな言語能力を養う。

④ 個に応じた指導の充実

授業において、児童一人一人の課題やつまずきに応じ、指導形態や指導方法、学習活動の工夫改善を図り、すべての児童が「わかる喜び」や「できる楽しさ」を実感できるようにする。

⑤ ノート指導の充実

授業において、学校全体の方針のもと児童が後で振り返ったときに、学習した道筋がわかるようなノート指導を行う。

⑥ 宿題・家庭学習の工夫

家庭学習の手引きに基づいてそれぞれの家庭への啓発に努め、理解を得る中で学習内容の定着や 学習習慣の確立に向け、宿題や家庭学習に取り組ませる。

⑦ 正しい言語環境の整備

児童が日常生活における言語の役割や機能などについて関心をもち、正しく美しい国語を用いるよう指導するとともに、教職員自身も言語に対する意識と関心を持って指導に当たる。

⑧ ICTの活用

授業において、実物投影機やタブレット型PC、デジタル教材を効果的に活用し、児童の学習意 欲を高め、学びの促進・深化を図る。

# (2) 豊かな人間関係づくり、児童への啓発活動・実態把握

#### ① 多角的な児童理解

児童と接するときは、その心に寄り添い、共感的な理解とともに客観的な理解に努めるなど、多角的な児童理解を図る。児童理解は、日常から積極的に行うことにより、はじめてその心や行動の 些細な変化に気づくことができ、問題行動を未然に防いだり、抱えている問題を最小限の段階に留めたりすることが可能となるため、定期教育相談にのみ頼ることなく日常的な児童観察に努める。

② 自己有用感・自己存在感を味わわせる学級づくり

「人は誰もが価値ある存在」であることを、児童が実感できるよう、学級担任は児童生徒一人一人に「活躍の場面」「互いに認め合うことができる場面」を設定した学級経営、集団づくりを積極的に推進する。

# (3) 特別の教科道徳を要としての道徳教育の充実

児童が、いじめを自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合う ことができるよう、具体的な実践事例の提供などにより道徳教育に関する教職員の指導力向上を図る。

# (4) インターネット等を通じて行われるいじめの防止

児童及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、懇談会や説明会、学校便り等を通して保護者に対し啓発活動を行う。

#### (5) 家庭・地域への啓発活動

- ・ 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等を明確にし、年度方針会議などの場において、 学校全体で共通理解を図る。また、それらを積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求める。 教職員は、各自の分掌などに応じ、方針の具現化に向けた取組や指導、支援に努める。
- ・ 入学式やPTA総会、学級懇談、新入生説明会等、保護者の集まる場面や学校だより等により、いじめの問題について、学校の方針を児童や保護者に対して明確に伝える。「いじめの無い、誰にでも居心地の良い学校づくり」を教職員が全力で進めるという学校としての強い意志を示すことにより、児童や保護者には「安心感」を抱いてもらう。
- 保護者や学校運営協議会と連携して、地域ぐるみで子どもたちを見守っていただくことができるよう協力を依頼する。

# (6) 規範意識の醸成

学校生活を営む上で必要な規律については、学級担任だけでなく全教職員の共通理解・共通行動のもとにその維持を図る。また、その際、児童自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動するという自律性を育むことが重要であり、他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については、学校組織として毅然とした対応を図る。

### (7) 実践的な校内研修の実施

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な校内研修を積極的に実施する。

# 5 いじめ防止等のための学校組織体制

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、問題解決のために、「日常的な子どもたちの見守り」を基盤とした「いじめ対策委員会」を校内組織として設置する。

#### I いじめ対策委員会の目的

児童の学習上・生活上の様々な課題に対し、その改善のための具体的な手立てを検討・協議し、児童(必要に応じて保護者)に対し教育的支援を行うとともに教育・就学相談、学級担任への支援・協力体制を整える。

#### Ⅱ 構成員

#### 委員会の構成員

- ①校長・教頭
- ②特別支援コーディネーター
- ③生徒指導部(いじめ・不登校担当)
- 4養護教諭
- ⑤該当学級担任
- ⑥その他

協議の内容に応じては、外部の専門家の協力を依頼する。

#### Ⅲ 支援・指導の流れ

# 学級担任

 $\downarrow$ 

問題行動報告(指導部長→教頭) ⇔ 校 長 ⇔ 教育委員会

 $\Downarrow$ 

いじめ対策委員会 (支援・協力) ⇔ 関係機関との連携・協力体制

 $\Downarrow$ 

#### 職員会議

#### Ⅳ. 活 動

いじめ対策委員会は、下記の事項に該当する児童についての支援方針・指導協力体制について検討・協議するとともに、校内における教育・就学相談及び関係 機関との連携や情報の収集・提供を行う。

- ①長期欠席児童への対応
- ②いじめ・不登校への対応
- ③問題行動がみられる児童への対応
- 4児童虐待への対応
- ◇上記事例にかかわり、学級担任と連携し、学校全体での共通理解を図り対策をとる。
- ◇市教委指導班、市教委青少年課、北海道教育委員会胆振教育局、室蘭警察署、学校適応指導教室、子どもの安全安心推進協議会、法務局、室蘭市教育研究所、スクール児童館、市就学指導委員会、室蘭市特別支援コーディネーター、地区担当学校コーディネーター、児童相談所、特別支援学校、医療機関等の関係機関との連携・協力体制を確立する。

# 6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、多の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものである。

#### ② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を 感じていないと認められること。被害者及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを 面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く観察する必要がある。

# 7 いじめの早期発見のための取組(早期発見)

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう、日頃から丁寧に児童理解を図り、早期発見に努めることが大切である。

そのためには、授業時間はもとより、朝・帰りの会や休み時間、給食時間や掃除の時間等において、児童の表情や仕草、言動、人間関係等の変化や違和感を敏感に感じとる必要がある。

また、日常のふれあいや教育相談等の直接的なかかわりによる状況把握だけでは無く、アンケート調査を定期的に行うなど、様々な角度から児童の状況について的確に把握していく。

#### (1) 年5回以上のアンケート調査の実施

児童の状況について、定期的に、また、様々な角度から把握することができるようオンライン調査を含め、年に5回の定期アンケート調査を実施する。アンケート調査実施後に教育相談を実施するなど、事後のきめ細やかな対応に努める。また、必要に応じて臨時のアンケートを実施する。(アンケート実施の翌年4月1日から3年間記録を保存)

#### (2)教育相談体制の充実

教育相談は、学校生活において児童と接する教職員にとっての不可欠な業務であり、学校における基盤的な機能の一つある。学級担任による不定期な相談に加え、養護教諭の観察からの随時相談、場合によっては、管理職による教育相談を行う。その基板として研修の中から教育相談に対する教職員一人一人の意識を高めていく。教職員には、人間的な温かみや受容的な態度が成熟している等の人格的な資質とともに、アセスメント(見立て)や児童生徒の「困り感」や「つらさ」を共感的に理解し、対応を考えるといった知識と技能の両面が求められていることを意識させる。

また、相談から「いじめ」の問題やその可能性が浮かび上がってきた場合、教職員は、そのことを 敏感にそして深刻に受け止め、校内での報告・連絡・相談を確実に実施し、学校組織として具体的 な対応を迅速に図る。

# (3) 相談窓口の周知

日頃から児童生徒の発する小さなサインを敏感に受け止めるように努め、悩みに共感しながら相談に応じることができる体制づくりを推進することはもとより、いじめや学校生活に悩む児童や保護者が相談できる窓口を紹介するなど、迅速かつ適切に対応することが求められている。主な相

談窓口について、各種便りに定期的に掲載するなどして周知を図る。また、「SOSの出し方に関する教育」を進め、相談できる大人がいることを伝える。

#### (4) 小さなサインを見逃さないための日常からの児童理解

アンケートや教育相談、随時の面談等、様々な手段で児童の声が教職員に届くような取組・対応を行っているが、児童の声が確実に届くようにするためには、児童が教職員に安心して相談できる体制づくりや日常の教育活動を通じて信頼関係を築くことが大切である。そのためには、日頃から児童一人一人に積極的な関心を持ち、児童の「よいところを常に発見する」という姿勢でかかわるとともに、教職員自らが自分を素直に表現し、児童生徒と真摯に向き合うよう心がける。

#### (5) 子ども理解支援ツール「ほっと」の活用

児童のいじめや不登校等の問題行動等への対応については、児童が自分の思いや考えを適切に表現したり、思いやりの心をもって他者とかかわったりするなど、よりよい人間関係を築く力を高めていくことが大切である。そのため、コミュニケーション能力や日常生活等への満足度、精神的な安定度など、児童をより深く理解するために必要な情報を計画的、総合的に測定することができる独自のシートや、測定結果を生かした生徒指導の改善充実を支援する活用の手引「ほっと」を活用し、教職員が抱いている児童の印象と、児童自身の意識の差を、校内研修等において検討し、教職員間で共通理解の上、その後の指導の工夫・改善に役立てる。

#### (6)連続5日、または累計15日欠席した児童の把握と組織的対応

連続5日、または累計15日欠席した児童の状況を把握し、市教委へ報告する。児童の欠席日数の推移や理由等を客観的に把握し、欠席の裏にいじめの問題、虐待やヤングケアラー等の問題などが潜んではいないか、家庭との連携状況はどうか、最近の様子に変化は無いか等を見極める資料として活用する。その上で、スクールカウンセラーや適応指導教室との連携の必要性、保護者への連絡・面談等、市教委と協議しながら組織的な対応を行う。

#### (7) いじめの早期発見に向けた連携

いじめの問題や生徒指導上の諸問題については、学校の内外を問わず発生する可能性がある。学校では、第一に「家庭との連携」を重視し、児童の情報連携をお互いに密にする。また、校内各種会議の議題として「いじめ問題」や「児童の様子」を取り上げ、児童の情報を把握できるようにする。さらに、教護会や青健協、学校運営協議会、その他地域関係団体と連携し情報収集に努める。

# 8 いじめへの対処(早期対応)

いじめの問題等、児童の様々な問題行動については、家庭や関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援の充実を図る必要がある。そのためには、学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等についての職員間の共通理解を図るとともに、それらを積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求める。

- (1) いじめがあることが確認された場合の学校の対応
- ① いじめの通報を受けたときなど児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実確認を行い、結果を設置者(市教委)に報告する。
- ② 学校は、いじめが確認された場合には、いじめをやめさせその再発を防止するため、複数の教職 員によって、スクールカウンセラー等の協力を得て継続的に対応する。
  - ・いじめを受けた児童に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援
  - ・いじめを行った児童に対する指導及び支援、並びにその保護者に対する助言
- ③ いじめに関係した児童の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。
- ④ いじめが犯罪行為と認めるときは関係機関と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

# 9 重大事態への対処

# (1) 重大事態とは

#### 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- O いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けている児童の状況に着目して判断する。次のようなケースが想定される。

- 〇 児童が自殺を企図した場合
- 〇 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 〇 精神性の疾患を発症した場合

#### (2)対応

#### ① 教育委員会との連携

いじめの問題が発生し、さらに、「被害児童が通常の学校生活を送れない状況が続いたり、保護者との対応に苦慮している事案」やそれらの兆候が見られる場合、「児童の生命・身体に係る重大な事案」等が発生した場合は、被害児童を絶対に守るよう対応を図るとともに、速やかに市教委を通して室蘭市長へ報告する。また、設置者となる市教委からの指示に従って、調査・報告等必要な対応を行う。

#### ② 警察等関連機関との連携

児童の生命または身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する。また、 児童の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。さらに、いじめの解決に向け、適応指導教室や児童相談所等、他の関係機関との連携についても積極的に行う。

#### ③ いじめられている児童生徒への支援

解決が困難ないじめの問題が発生し、被害児童が通常の学校生活を送れない状況が続いている場合、学校はその問題の早期解決に全力を尽くすとともに、被害児童の学習や生活について次のような支援を行い、被害児童を絶対に守り通す。

- ・ いじめを原因として、被害児童が教室に入れない場合は、教室への受入れが早期に行われるよう、学級指導等を行うとともに被害児童の学習の機会の確保に努める。(別室登校や別室授業等)
- いじめを原因として、被害児童が登校できない状態が続いた場合は、適応指導教室等での学習や家庭学習に対する学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限保証するとともに、被害児童の登校を阻害している要因の解決に全力を尽くす。
- 被害児童が通常の学校生活を送れない状況にある際に行う学習活動の評価は、評価のための 資料をできる限り収集するなどして、適正な評価に努める。
- 被害児童が通常の学校生活を送れない状況が生じた場合は、すみやかに教育委員会へ報告し、 学校と教育委員会、関係機関とが一体となって今後の対応策や支援方法について検討を進める。

# 10 いじめ防止等のための教職員研修の充実

- (1) いじめ・基本方針についての共通理解 本方針の周知に関する研修
- (2)授業改善
- ① 理論研修に加え、実践研修(ロールプレイング等)をもとにした校内研修の充実。
- ② 先進校の研修への派遣。
- (3) よりよい児童理解の在り方
- ① 学級経営交流会の実施。
- ② 生徒指導交流会の実施。
- (4) 携帯・スマホ・インターネットの利用の係る研修
- ① 室蘭市教育研究所研修講座「小中学生のネット利用の問題点とその対策について」(H25 年度)等の研修会への参加。
- ② 外部講師による校内研修の実施
- 11 いじめの防止等に係る関係機関との連携
- (1) 重大事態の報告・連携
  - 窓 口 室蘭市教育委員会指導班 報告連携先 室蘭市長、北海道教育委員会胆振教育局、札幌方面室蘭警察署
- (2) いじめ対応に係る連携

窓 口 室蘭市教育委員会指導班 情報提供(共有)·相談

> 札幌方面室蘭警察署、室蘭児童相談所、法務局、少年指導センター 小中学校教護会、青少年健全育成推進協議会、医療機関、適応指導教室 子どもの安心・安全推進協議会、スクール児童館

# 12 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの問題は、学校、家庭、地域が一体となって取り組む必要がある。そのためには、いじめの問題 にかかわる学校の取組を学校評価の中に位置づけ、PDCAサイクルによる適切な評価・点検を行うこ とが必要である。

### (1) 自己点検表

北海道教育委員会が発行した生徒指導資料「いじめから子どもを守るために」(平成24年3月) の中に、いじめの未然防止、早期発見・ 早期対応に向けたチェックリストが示されている。これらの 点検項目にそって「いじめの問題」に関わる取組状況を点検するとともに、実態に応じたチェック項 目を設定し、定期的な点検を実施する。

#### 《自己点検項目》

	いじめへの対処方針等について全教職員で確認している。
	いじめへの対処方針を家庭や地域に向けて公表するとともに、参観日等に、いじめの問題につ
l	いて保護者と話し合う機会を設けている。
	いじめの問題に関する校内研修を実施している。
	いじめの実態を把握するために、定期的なアンケート調査や個別懇談を実施している。
	子どもたちがいじめの問題等について、主体的に考える取組を実施している。
	「ネット上のいじめ」等への対応のためのネットパトロールを実施している。
	いじめ基本方針について教職員が共通理解している。
	子ども学び支援委員会が適切に機能し、迅速・適切な対応が取られている。
	関係機関との連携が図られている。

#### (2) 学校評価の取組

学校評価は、子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動の成果を検証し、学校運 営の改善と発展を目指すための取組である。「いじめの発生件数」などのマイナス面にとらわれず、 「いじめの問題を隠さず、的確な対応に努める学校」の確立に向けた学校改善に取り組んでいく。以 下、学校評価の項目をいくつか示す。

□ 学校全体の問題として、とらえられ対策が考えられている。

学	校評価の点検項目 (保護者アンケートの項目から)》
	口子どもたちは、楽しんで学校に通っていますか。
	口学校全体の雰囲気は明るく、子どもたちが生き生きと活動していますか。
	口学校は、縦割り班活動を計画的に行い、思いやりや助け合いの心を育てていますか。
	口学校は子どもたちの心を育てるために、Kタイム、自然体験学習、花壇作りや栽培活動など充実
	した教育活動を行っていますか。
	口学校は子どもたちの良さを理解し、「心の居場所」となるような学校・学級づくりを行っていま
	すか。
	口学校は、不登校やいじめ等の問題行動の早期発見・対策を行っていますか。
	口学校は、少人数指導の長所を生かし、きめ細やかな指導を行っていますか。
	口学校は、家庭と信頼関係を築き、共通理解に立った教育を推進していますか。
	口学校は、各種たよりやホームページで、子どもの成長の様子や教育活動について、わかりやすく
	伝えていますか。